



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 高 山 健 電 話 03-4523-8001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）（以下「整備法」という。）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- (1) 定款に定めがあるものとみなされた事項を反映させるため、変更案第4条（機関）及び変更案第7条（株券の発行）を新設し、現行定款第9条（名義書換代理人）の変更を行うものであります。
- (2) 会社法において株主総会開催地の制限が撤廃されたことから、現行定款第11条（株主総会の招集）の招集地の規定を削除するものであります。
- (3) 株主総会に係る情報開示をより一層充実させられるよう、変更案第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の人数を明確にするため、現行定款第14条（議決権の権利行使）を変更するものであります。
- (5) 経営責任の明確化及びコーポレートガバナンスの強化を図るべく、取締役の任期を1年にするため、現行定款第18条（取締役の任期）を変更するものであります。ただし、平成18年3月30日開催の第9回定時株主総会において選任された取締役の任期については、なお従前の例によるものとするため、附則を設けるものであります。
- (6) 剰余金の配当等を取締役会の権限とし、機動的な配当政策を行うため、変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

- (7) 上記のほか、会社法にあわせた構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除及び引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (8) 会社法施行に伴い端株制度が廃止となり、整備法第86条において端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。
- (9) 上記の変更に伴う条数の繰り下げ等条文の整備及び一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年 3 月29日
定款変更の効力発生日	平成19年 3 月29日

以上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、39,418,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、39,418,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>(端株の買増)</p> <p>第8条 当社の端株を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り及び買増、届出の受理、株券失効手続その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り及び買増、届出の受理、株券失効手続その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>2 <u>株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか東京都各区</u> <u>内においてこれを招集すること</u> <u>ができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定 款に別段の定めある場合を除き、 出席した株主の議決権の過半数で 行う。</p> <p>2 <u>商法第 3 4 3 条に定める株主総会</u> <u>の決議は、総株主の議決権の 3 分</u> <u>の 1 以上を有する株主が出席し、</u> <u>その議決権の 3 分の 2 以上をもっ</u> <u>てこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主を代理人として、その 議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条 文 省 略)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会における議事の経過の要</u> <u>領及びその結果については、これ</u> <u>を議事録に記載又は記録し、議長</u> <u>及び出席した取締役がこれに記名</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の</u> <u>基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とす</u> <u>る。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当会社は株主総会の招集に際し、</u> <u>株主総会参考書類、事業報告、計</u> <u>算書類及び連結計算書類に記載又</u> <u>は表示をすべき事項に係る情報</u> <u>を、法務省令に定めるところに従</u> <u>いインターネットを利用する方法</u> <u>で開示することにより、株主に対</u> <u>して提供したものとみなすことが</u> <u>できる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定 款に別段の定めある場合を除き、 出席した議決権を行使すること ができる株主 (実質株主を含む。 以下同じ) の議決権の過半数をも って行う。</p> <p>2 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定め</u> <u>る決議は、議決権を行使すること</u> <u>ができる株主の議決権の 3 分の</u> <u>1 以上を有する株主が出席し、そ</u> <u>の議決権の 3 分の 2 以上をもっ</u> <u>て行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主 1 名を代理人として、そ の議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の選任方法)

第17条 (条文省略)

- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 3 (条文省略)

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- 2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の選任方法)

第17条 (現行どおり)

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削 除)

<p>(取締役会規程) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により取締役会の決議をもって</u>、取締役(取締役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により</u>、社外取締役との間に<u>社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第28条 (条文省略) 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う</u>。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p>	<p>(取締役会規程) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を</u>、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる</u>。 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は</u>、退任した監査役の任期の満了</p>
--	--

<p>(常勤の監査役) 第 30 条 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 32 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 33 条 当社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第 34 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬) 第 35 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、<u>商法第 280 条の第 1 項の規定により取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p>	<p>する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 33 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p>
---	---

第37条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第38条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。

(新設)

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(新設)

(新設)

第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(削除)

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 当社の端株を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

第2条 当社は、端株につき名簿書換代理人を置く。

2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、株主名簿管理人及びその事務取扱場所と同一とする。
3 当社の端株原簿の作成並びに備え置きその他の端株原簿に関する

<p>(新 設)</p>	<p><u>事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第3条 当会社の端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第4条 本附則第1条から第4条は、当会社の端株が存在しなくなった時をもって削除されるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5条 第18条の定めにかかわらず、平成18年3月30日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、本条は平成18年3月30日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期満了の時をもって削除されるものとする。</u></p>

以上